

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-248523

(P2009-248523A)

(43) 公開日 平成21年10月29日(2009.10.29)

(51) Int.Cl.

B42D 15/00

(2006.01)

F 1

B 4 2 D 15/00

3 2 1 A

テーマコード(参考)

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号

特願2008-102171 (P2008-102171)

(22) 出願日

平成20年4月10日 (2008.4.10)

(71) 出願人 500475166

株式会社木谷仏壇

香川県善通寺市金蔵寺町 1864-8

100087653

弁理士 鈴江 正二

山本 良治

香川県三豊郡詫間町 3676 善性院内

岡本 博文

香川県善通寺市金蔵寺町 1864-8 株

式会社木谷仏壇内

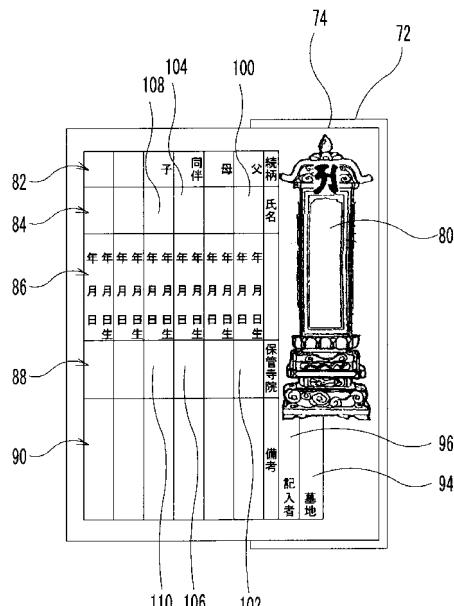
(54) 【発明の名称】 家系情報記録紙および家系情報記録帳

(57) 【要約】

【課題】 親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持する。

【解決手段】 家系情報記録紙 74 は、寺院で保管され、かつ、家系情報を記録するためのものである。家系情報記録紙 74 は、台紙 72 に貼り付けられている。家系情報記録紙 74 は、名前記載欄 80 と、親族名記載欄 84 と、寺院名記載欄 88 とを備える。親族名記載欄 84 は、名前記載欄 80 に名前が記載された者の親と子とのうち少なくとも一方の名前を記載する欄である。寺院名記載欄 88 は寺院の名称を記載する欄である。その寺院は、親族名記載欄 84 と同一の名前が名前記載欄 80 に記載された家系情報記録紙 74 を保管する。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

保管施設で保管され、かつ、親子関係を示す家系情報を記録するための家系情報記録紙であって、

名前記載欄と、

前記名前記載欄に名前が記載された者の親と子とのうち少なくとも一方の名前を記載するための親族名記載欄と、

施設名を記載するための施設名記載欄とを備え、

前記施設名は、前記親族名記載欄と同一の名前が前記名前記載欄に記載された前記家系情報記録紙を保管する前記保管施設を示す、家系情報記録紙。

10

【請求項 2】

前記親族名記載欄は、

前記名前記載欄に名前が記載された者の親の名前を記載するための尊属名記載欄と、

前記名前記載欄に名前が記載された者の子の名前を記載するための卑属名記載欄とを有し、

前記施設名記載欄は、

前記親の名前が前記名前記載欄に記載された前記家系情報記録紙を保管する前記保管施設の名称を記載するための尊属情報所在欄と、

前記子の名前が前記名前記載欄に記載された前記家系情報記録紙を保管する前記保管施設の名称を記載するための卑属情報所在欄とを有する、請求項 1 に記載の家系情報記録紙。

20

【請求項 3】

前記尊属情報所在欄は、前記保管施設として寺院の名称を記載する欄を有する、請求項 2 に記載の家系情報記録紙。

【請求項 4】

前記親族名記載欄は、前記名前記載欄に名前が記載された者の配偶者の名前を記載するための配偶者名記載欄をさらに有し、

前記施設名記載欄は、前記配偶者の名前が前記名前記載欄に記載された前記家系情報記録紙を保管する前記保管施設の名称を記載するための配偶者情報所在欄をさらに有する、請求項 1 に記載の家系情報記録紙。

30

【請求項 5】

保管施設で保管され、かつ、親子関係を示す家系情報を記録するための家系情報記録帳であって、

複数の家系情報記録紙を備え、

前記家系情報記録紙は、

名前記載欄と、

前記名前記載欄に名前が記載された者の親と子とのうち少なくとも一方の名前を記載するための親族名記載欄と、

施設名を記載するための施設名記載欄とを備え、

前記施設名は、前記親族名記載欄と同一の名前が前記名前記載欄に記載された前記家系情報記録紙を保管する前記保管施設を示す、家系情報記録帳。

40

【請求項 6】

前記家系情報記録帳は、前記家系情報記録紙に加え、一定の幅で折畳まれた台紙をさらに備え、

前記家系情報記録紙は、前記台紙の折り目と折り目との間に貼り付けられており、前記台紙の折り目と折り目との間隔よりも幅が広く、かつ、前記台紙の折り目と折り目との間隔よりも狭い間隔で折畳まれた紙である、請求項 5 に記載の家系情報記録帳。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

50

本発明は、家系情報記録紙および家系情報記録帳に関し、特に、親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持するための家系情報記録紙および家系情報記録帳に関する。

【背景技術】

【0002】

誰が祖先なのか知りたいという要望がある。この要望を満たすために最も適した方法は戸籍を調べることである。

【0003】

日本においては、自治体が戸籍を管理している。戸籍は、和紙に記載された文書あるいは電子化されたデータとして保管されている。

【0004】

なお、以上本発明についての従来の技術を、出願人の知得した一般的技術情報に基づいて説明したが、出願人の記憶する範囲において、出願前までに先行技術文献情報として開示すべき情報を出願人は有していない。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、戸籍に基づいて祖先を知ることは案外困難であるという問題点がある。日本における戸籍制度の歴史をたどれば明らかのように、親子関係を長期にわたり特定できるよう戸籍を管理することが困難なためである。そのような管理が困難な原因としては政権の交代があげられる。そもそも戸籍とは政府が国民を管理するために作成されたものだからである。

【0006】

本発明は上述の問題点を解決するためになされたものであって、その目的は、親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持することを可能とする家系情報記録紙および家系情報記録帳を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するために、本発明のある局面に従うと、家系情報記録紙は、保管施設で保管され、かつ、家系情報を記録するためのものである。家系情報は親子関係を示す。家系情報記録紙は、名前記載欄と、親族名記載欄と、施設名記載欄とを備える。親族名記載欄は、名前記載欄に名前が記載された者の親と子とのうち少なくとも一方の名前を記載する欄である。施設名記載欄は施設名を記載する欄である。施設名は、親族名記載欄と同一の名前が名前記載欄に記載された家系情報記録紙を保管する保管施設を示す。

【0008】

名前記載欄に記載された名前と親族名記載欄に記載された名前とにより、親と子との名前が特定できる。施設名記載欄に記載された施設名を参照すれば親族名記載欄に記載された者についての家系情報記録紙がどの施設に保管されているか特定できる。その施設に行き、かつ、家系情報記録紙を参照すれば、1世代前における親と子との名前が特定できる。同様のことを繰返せば祖先を特定することができる。この際、家系情報記録紙は分散して保管されている。分散して保管されていることにより、家系情報記録紙のすべてが失われる可能性は極めて少なくなる。その上、家系情報記録紙が保管されている施設の名称が記載されているので、家系情報記録紙が別の施設に移されたとしても、どこの施設に移されたかを特定することが容易になる。その結果、親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持することが可能になる。

【0009】

また、上述の親族名記載欄は、尊属名記載欄と卑属名記載欄等を有することが望ましい。尊属名記載欄は、名前記載欄に名前が記載された者の親の名前を記載する欄である。卑属名記載欄は、名前記載欄に名前が記載された者のこの名前を記載するための欄である。併せて、施設名記載欄は、尊属情報所在欄と卑属情報所在欄等を有することが望ましい。

10

20

30

40

50

尊属情報所在欄は、親の名前が名前記載欄に記載された家系情報記録紙を保管する保管施設の名称を記載する欄である。卑属情報所在欄は、子の名前が名前記載欄に記載された家系情報記録紙を保管する保管施設の名称を記載する欄である。

【0010】

親または子の一方のみについて名前と施設名とが明らかになる場合に比べ、家系情報記録紙のいずれかが失われたときにおける親子関係の特定が容易である。

【0011】

もしくは、上述の尊属情報所在欄は、保管施設として寺院の名称を記載する欄を有することが望ましい。

【0012】

また、上述の親族名記載欄は、配偶者名記載欄をさらに有することが望ましい。配偶者名記載欄は、名前記載欄に名前が記載された者の配偶者の名前を記載するための欄である。併せて、施設名記載欄は、配偶者情報所在欄をさらに有することが望ましい。配偶者情報所在欄は、配偶者の名前が名前記載欄に記載された家系情報記録紙を保管する保管施設の名称を記載するための欄である。

10

【0013】

配偶者の名前及びその配偶者についての家系情報記録紙が保管されている保管施設の名称が記載されていることにより、姻戚関係が明らかになることに加え、その配偶者に関する親子関係が特定できる。これにより、配偶者の血族についての家系情報記録紙が一部失われたときに、その配偶者についての親子関係の特定が可能となり得る。

20

【0014】

本発明の他の局面に従うと、家系情報記録帳は、保管施設で保管され、かつ、家系情報を記録するためのものである。家系情報は親子関係を示す。家系情報記録帳は、複数の家系情報記録紙を備える。家系情報記録紙は、名前記載欄と、親族名記載欄と、施設名欄と備える。親族名記載欄は、名前記載欄に名前が記載された者の親と子とのうち少なくとも一方の名前を記載する。施設名欄は、施設名を記載する。説明は、親族名記載欄と同一の名前が名前記載欄に記載された家系情報記録紙を保管する保管施設を示す。

【0015】

名前記載欄に記載された名前と親族名記載欄に記載された名前とにより、親と子との名前が特定できる。施設名記載欄に記載された施設名を参照すれば親族名記載欄に記載された者についての家系情報記録紙がどの施設に保管されているか特定できる。その施設に行き、かつ、家系情報記録紙を参照すれば、1世代前における親と子との名前が特定できる。同様のことを繰返せば祖先を特定することができる。この際、家系情報記録紙は分散して保管されている。分散して保管されていることにより、家系情報記録紙のすべてが失われる可能性は極めて少なくなる。その上、家系情報記録紙が保管されている施設の名称が記載されているので、家系情報記録紙が別の施設に移されたとしても、どこの施設に移されたかを特定することが容易になる。その結果、親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持することが可能になる。

30

【0016】

また、上述した家系情報記録帳は、家系情報記録紙に加え、一定の形で降りたたまれた台紙をさらに備えることが望ましい。併せて、家系情報記録紙は、台紙の折り目と折り目との間に貼り付けられており、台紙の折り目と折り目との間隔よりも幅が広く、かつ、台紙の折り目と折り目との間隔よりも狭い間隔で折畳まれた紙であることが望ましい。

40

【0017】

台紙の折り目と折り目との間に家系情報記録紙が貼り付けられており、台紙の折り目と折り目との間隔よりも家系情報記録紙の幅が広く、かつ、台紙の折り目と折り目との間隔よりも狭い間隔で折畳まれているので、台紙の折り目を開くと家系情報記録紙も開くことができ、台紙の折り目を閉じた際には台紙の間に家系情報記録紙を畳んで綴じ込むことができる。これにより、見るとときは見やすくでき、かつ、片付けるときはコンパクト化することができる。

50

【発明の効果】**【0018】**

本発明に係る家系情報記録紙及び家系情報記録帳は、親子関係を長期にわたり特定できるよう家系情報を維持できる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0019】**

以下、図面を参照しつつ、本発明の実施の形態について説明する。以下の説明では、同一の部品には同一の符号を付してある。それらの名称および機能も同一である。したがって、それらについての詳細な説明は繰返さない。

【0020】

図1は、本実施の形態に係る家系情報保存システム50の構成を示す概念図である。本実施の形態において、『家系情報』とは、親子関係を示す情報のことである。図2は、家系情報記録帳54の構成を示す図である。図3は、家系情報記録紙74の構成を示す図である。

10

【0021】

本実施の形態に係る家系情報保存システム50は、多数の家系情報記録帳54と、寺院名記憶コンピュータ56とを備える。

【0022】

家系情報記録帳54は、寺院52に保管されている（図1においては1つの寺院52につき1つの家系情報記録帳54を示している）。家系情報記録帳54は、家系情報を記録するための帳面である。寺院名記憶コンピュータ56は、本山58に設置されており、各寺院52の名称を記憶している。

20

【0023】

家系情報記録帳54は、表紙70と、台紙72と、家系情報記録紙74とを有する。表紙70は、家系情報記録帳54の表面となって台紙72と家系情報記録紙74とを保護する。台紙72は、一定の幅で折畳まれている。家系情報記録紙74は、台紙72の折り目と折り目との間に貼り付けられている。図2から明らかなように、家系情報記録紙74は四つ折りにされている。家系情報記録紙74における折り目と折り目との間隔は、台紙72における折り目と折り目との間隔よりも狭い。そして、家系情報記録紙74の幅は、台紙72の折り目と折り目との間隔よりも広い。

30

【0024】

家系情報記録紙74は、名前記載欄80と、続柄記載欄82と、親族名記載欄84と、誕生日命日記載欄86と、寺院名記載欄88と、備考欄90とを備える。

【0025】

名前記載欄80は、故人の戒名と俗名とを記載する欄である。続柄記載欄82は、故人から見た続柄を記載する欄である。親族名記載欄84は、親族の名前を記載する欄である。誕生日命日記載欄86は、親族名記載欄84に名前が記載された者の誕生日と命日とを記載する欄である。寺院名記載欄88は、寺院52の名称を記載する欄である。名称が記載されるのは、親族名記載欄84に名前が記載された者についての家系情報記録紙74が保管されている寺院52である。備考欄90は、親族名記載欄84に名前が記載された者についての略歴などを任意に記載する欄である。

40

【0026】

図3に示す家系情報記録紙74において（ちなみに、家系情報記録紙74につけられている折り目は図3において図示していない）、続柄記載欄82のうち『父』と記載された欄の真下の欄（尊属名記載欄100）には故人の父の名前を記載する。その下の欄には故人の父の生年月日と命日とを記載する。そのさらに下の欄すなわち『父』と記載された欄の2つ下の欄（尊属情報所在欄102）には寺院52の名称を記載する。名称が記載されるのは、故人の父の名前が名前記載欄80に記載された家系情報記録紙74を保管する寺院である。続柄記載欄82のうち『母』と記載された欄の下にある欄についても同様に記載する。続柄記載欄82のうち『同伴』と記載された欄の真下の欄（配偶者名記載欄10

50

4)には故人の配偶者の名前を記載する。その下の欄には故人の配偶者の生年月日と命日とを記載する。そのさらに下の欄すなわち『同伴』と記載された欄の2つ下の欄(配偶者情報所在欄106)には寺院52の名称を記載する。名称が記載されるのは、故人の配偶者の名前が名前記載欄80に記載された家系情報記録紙74を保管する寺院である。続柄記載欄82のうち『子』と記載された欄の真下の欄(卑属名記載欄108)には故人の子の名前を記載する。その下の欄には故人の子の生年月日と命日とを記載する。そのさらに下の欄すなわち『子』と記載された欄の2つ下の欄(卑属情報所在欄110)には寺院52の名称を記載する。名称が記載されるのは、故人の子の名前が名前記載欄80に記載された家系情報記録紙74を保管する寺院である。続柄記載欄82のうち空欄の真下の欄には、故人の子その他の親族の名前を記載する。ただしこの場合、続柄記載欄82の空欄には、名前が記載された者の故人から見た続柄を記載する。この場合、その空欄の下の各欄についても、故人の父や子の場合と同様にして名前や寺院52の名称を記載する。

10

【0027】

また、家系情報記録紙74は、墓地欄94と記入者欄96とをさらに備える。墓地欄94には故人が葬られている墓地の名称を記載する。記入者欄96には家系情報記録紙74に記載を行った者の名前を記載する。本実施の形態において、記入者欄96は、家系情報記録紙74を閲覧しようとする者に対して閲覧を許可する権限を有する者を示す欄である。つまり、記入者欄96に名前が記載されている者の許可がない場合、家系情報記録紙74を管理する者は閲覧を拒絶しなければならない。

20

【0028】

図4は、寺院名記憶コンピュータ56が記憶している情報の概念図である。寺院名記憶コンピュータ56は、寺院52の名称(寺院名)と、『設置状況』と、『所在地』と、『受入寺院』と、『委託寺院』とを寺院52毎に対応付けて記憶している。『設置状況』は、寺院52が存続しているが否かを示す。『所在地』は、寺院52の所在地に関する最新情報(寺院52が廃絶しているときは廃絶した時点の所在地)を示す。『受入寺院』は、家系情報記録帳54あるいは家系情報記録紙74であって廃絶した寺院52に保管されていたものがもともと保管されていた寺院52(すなわち廃絶した寺院52)の名称を示す。『委託寺院』は、家系情報記録帳54あるいは家系情報記録紙74を移した寺院52を示す。『委託寺院』として寺院52の名称が記憶されるのは、家系情報記録帳54あるいは家系情報記録紙74を保管する寺院52が廃絶したときである。

30

【0029】

なお、寺院52の名称(寺院名)と、『設置状況』と、『所在地』と、『受入寺院』と、『委託寺院』とを対応付けて記憶するための具体的な構成は特に限定されない。たとえば、これら情報を隣り合うアドレスに記憶させても良い。

【0030】

また、寺院名記憶コンピュータ56のハードウェア構成自体は、周知のパーソナルコンピュータと同一である。したがって、ここではその詳細な説明を繰返さない。

40

【0031】

以上のような構成に基づき、家系情報保存システム50の利用方法について説明する。

【0032】

[家系情報記録紙74を作成するとき]

ある者が死去したとき、寺院52の住職は、家系情報記録紙74と図5に示すような注意書きとを故人の後継者あるいは施主に渡す。家系情報記録紙74と注意書きとを渡された者は、住職の説明を聞き、かつ、注意書きの内容を熟読した上で、家系情報記録紙74に必要事項を記載し(つまり名前記載欄80に故人の名前を記載したり、親族名記載欄84に親族の名前を記載したり、記入者欄96に自分の名前を記載したりする)、住職にそれを提出する。住職はその家系情報記録紙74を家系情報記録帳54に貼り付けて書庫(図示せず)に保管する。なお、保管の際、住職などによって家系情報記録紙74の墨書きが行われてもよい。

【0033】

50

[ある者が自分の祖先を知りたいと考えたとき]

自分の祖先を知りたい者は自分の父についての家系情報記録紙74が保管されている寺院52を訪ねる。その寺院52において、その父についての家系情報記録紙74を参照すると、その者の祖父母についての家系情報記録紙74が保管されている寺院52の名称が判明する。もちろん祖父母の名前も判明する。つぎに、その者は、祖父母についての家系情報記録紙74がされている寺院52を訪ねる。その寺院52において祖父母についての家系情報記録紙74を参照すると、曾祖父母についての家系情報記録紙74が保管されている寺院52の名称が判明する。もちろん曾祖父母の名前も判明する。これを繰返すことにより、その者は自分の祖先を順次知ることができる。なお、尊属情報所在欄102に記載されている寺院52の所在が分からぬ場合、その者は本山58を訪ねて、寺院名記憶コンピュータ56の操作を依頼し、所在が分からなくなつた寺院52の所在を教わつたり、所在が分からなくなつた寺院52に保管されていた家系情報記録紙74が現在どの寺院52に保管されているか教わつたりする。

10

【0034】

以上のようにして、本実施の形態にかかる家系情報保存システム50は、家系情報記録紙74の名前記載欄80に名前が記載された者の親子関係を蓄積する。家系情報保存システム50は、多数の家系情報記録帳54と寺院名記憶コンピュータ56とを備えており、それらの家系情報記録帳54は複数の寺院52に分散して保管されているので、家系情報記録紙74の一部が失われても残った情報から親子関係を特定することが可能である。そのため、家系情報記録紙74の一部はともかく全体が失われる可能性は極めて低くなる。

20

【0035】

今回開示された実施形態はすべての点で例示である。本発明の範囲は上述した実施形態に基づいて制限されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々の設計変更をしてよいのはもちろんである。

【0036】

たとえば、家系情報記録紙74は、家系情報記録帳54の台紙72に貼りつけられていなくとも良い。家系情報記録紙74は、複数の家系情報記録紙74と共に一冊の本として綴じられていてもよいし、図示しない箱や厨子に納められていても良い。家系情報記録紙74が綴じられていない場合、その裏面（この場合、表面とは、名前記載欄80が設けられている面を意味する）に思い出欄（図示せず）を設けても良い。思い出欄は、故人の家族が故人についての思い出を記載する欄である。

30

【0037】

また、名前記載欄80とそれ以外の欄とは、互いに別の面に設けられていてもよい。例えば、家系情報記録紙74の片面に名前記載欄80が設けられており、それ以外の各欄が家系情報記録紙74の他面に設けられていても良い。

【0038】

また、家系情報記録紙74や家系情報記録帳54は、寺院52以外の保管施設で保管されていても良い。この場合、寺院名記憶コンピュータ56は、寺院52の名称ではなく、その保管施設の名称を記憶することとなる。ちなみに、寺院名記憶コンピュータ56は、必ずしも必要でない。寺院52などといった保管施設の名称というものは、コンピュータに記憶させておかなくても、どこかに記録されているものだからである。その記録を辿り、保管施設の統廃合の歴史を調べれば、家系情報記録紙74や家系情報記録帳54が作成された後に長い年月が経過したとしても、どこにそれらが保管されているか調べることは可能である。寺院の場合、その傾向は特に顕著である。寺院名記憶コンピュータ56の代わりに、それに記憶されるはずの情報を記載した書籍を本山58に保管してもよい。

40

【0039】

また、親族名記載欄84において、尊属名記載欄100と卑属名記載欄108とのうち一方は必ずしも必要でない。配偶者名記載欄104も必ずしも必要ではない。寺院名記載欄88においても、尊属情報所在欄102と卑属情報所在欄110とのうち一方は必ずしも必要でなく、配偶者情報所在欄106は必ずしも必要ではない。

50

【図面の簡単な説明】**【0040】**

【図1】本発明の実施の形態にかかる家系情報保存システムの構成を示す概念図である。

【図2】本発明の実施の形態に係る家系情報記録帳の構成を示す図である。

【図3】本発明の実施の形態に係る家系情報記録紙の構成を示す図である。

【図4】本発明の実施の形態に係る寺院名記憶コンピュータが記憶している情報の概念図である。

【図5】本発明の実施の形態に係る注意書きを示す図である。

【符号の説明】**【0041】**

10

50 家系情報保存システム

52 寺院

54 家系情報記録帳

56 寺院名記憶コンピュータ

58 本山

70 表紙

72 台紙

74 家系情報記録紙

80 名前記載欄

82 繩柄記載欄

84 親族名記載欄

86 誕生日命日記載欄

88 寺院名記載欄

90 備考欄

94 墓地欄

96 記入者欄

20

100 尊属名記載欄

102 尊属情報所在欄

104 配偶者名記載欄

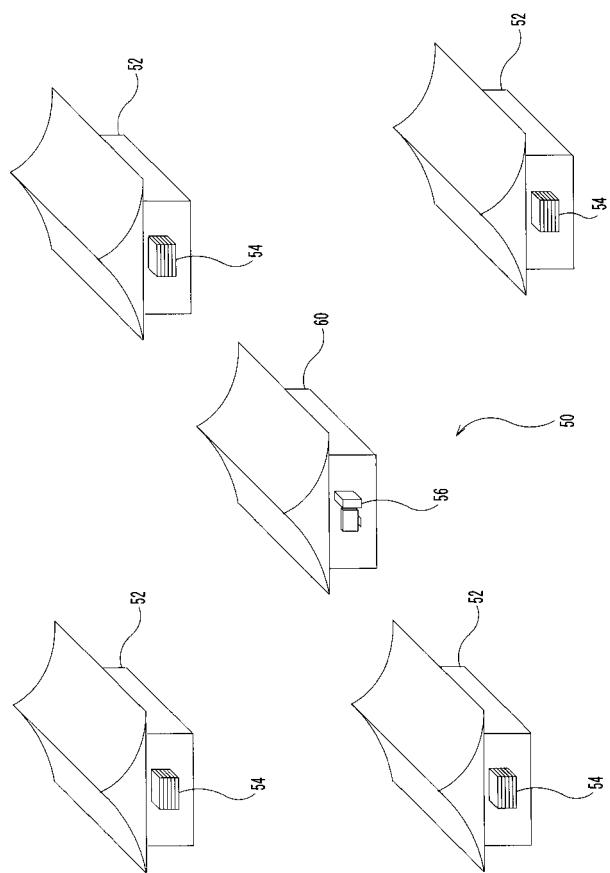
106 配偶者情報所在欄

108 卑属名記載欄

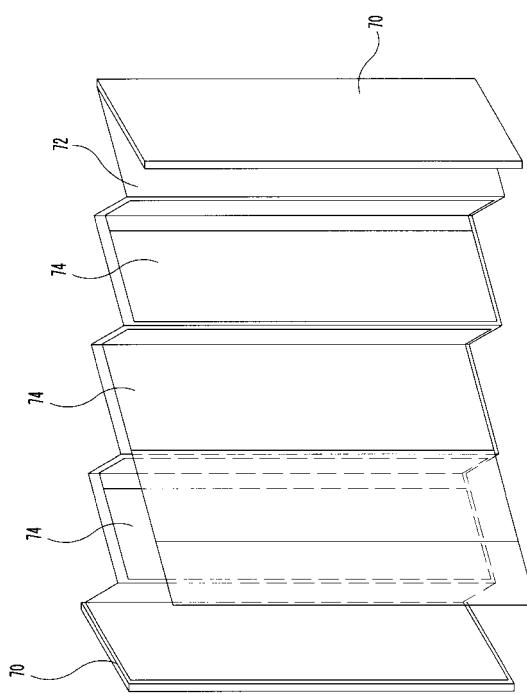
30

110 卑属情報所在欄

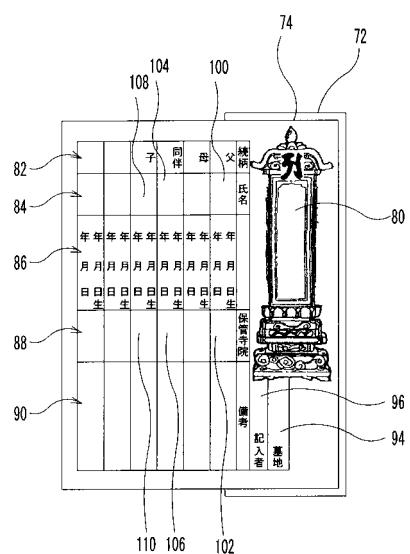
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【図 4】

寺院名	甲寺
設置状況	廢絶
所在地	乙県丙市
受入寺院	丁院
委託寺院	戊寺

【図 5】

